

地域雇用開発助成金 のご案内

高知県下で創業等をお考えの事業主の皆様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）」において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

このたび、高知県の下記地域が令和4年9月1日付け「同意雇用開発促進地域」として厚生労働大臣より指定されました。なお、指定期間は令和7年8月31日までの3年間となっています。

いの公共職業安定所管轄：土佐市、いの町、日高村

須崎公共職業安定所管轄：須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、
越知町、梶原町、津野町、四万十町

（注1）令和4年8月31日までの間、同意雇用開発促進地域として指定されていた高知市（旧春野町の区域）については今回指定されていませんのでご注意ください。

（注2）宿毛市、土佐清水市、四万十市（旧幡多郡西土佐村の区域）いの町、大月町、三原村、黒潮町は過疎等雇用改善地域（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づく厚生労働大臣指定地域）に該当する指定期間である令和5年3月31日までは当該助成金の利用は可能です。

地域雇用開発助成金を活用し創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）までご相談いただきますようお願いいたします。

* 詳細、ご不明な点等については、各ハローワーク、高知労働局までお問い合わせください。



ハローワーク高知（雇用サービス部門）	TEL 088-878-5328
ハローワーク須崎	TEL 0889-42-2566
ハローワーク四万十	TEL 0880-34-1155
ハローワーク安芸	TEL 0887-34-2111
高知労働局職業安定部 職業対策課	TEL 088-885-6052